

委員会提出第2号議案

大田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに大田区議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年3月26日

大田区議会議長 松原秀典様

提出者

議会運営委員長 鈴木隆之

大田区議会委員会条例の一部を改正する条例

大田区議会委員会条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部」を「地域未来創造部」に改め、同項第4号中「、空港まちづくり本部」を削り、「環境清掃部」を「資源環境部」に改め、同項第5号中「こども家庭部」を「こども未来部」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大田区議会委員会条例の常任委員会に付議された継続審査又は調査中の事件については、改正後の大田区議会委員会条例の常任委員会に付議された継続事件とみなす。

(提案理由)

大田区組織条例の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。